

昭和五十九年三月十六日

出版倫理協議会  
議長 布川 角左衛門

(構成団体)

社団法人 日本書籍出版協会  
社団法人 日本雑誌協会  
社団法人 日本出版取次協会  
日本書店組合連合会

## 出版社各位

### 「出版の自由」の危機に際して

#### 出版社各位に訴えます

こんにち、出版を取りまく諸状況の中で、出版の自由が戦後かつてないほど重大な危機に直面していることは、すでにご承知のところと存じます。すなわち自民党は、一部の少女雑誌等に行き過ぎの性情報が目立ち、あるいは犯罪の手口を教えるなど、青少年の健全な育成を阻害する記事が多いとして、三月十二日、「少年の健全な育成を阻害する図書類の販売等の規制に関する法律(仮称)案試案」をまとめ、これを議員立法として国会に提出する動きを見せています。

申すまでもなく、公権力による言論、出版規制の強化策は、歴史的な事実にも照らしても、効なくして失うものの多い施策であります。戦前の痛い経験に基づいて憲法に定められた「言論、出版の自由」は、国民各層の血のにじむ努力によって培われてきました。いずれの形にせよ図書類の規制に関わる立法は、この言論、出版の自由を著しく阻害するものであり、出版活動に携わるものとして、容認できるものではありません。しかも、公的規制の強化は、むしろ国民の意欲と活力を失わせる惧れがあります。青少年の健全な育成に資するためであるならば、何よりも大人社会がまず身を正すことこそ必要であります。

しかし一方で、世界的な風潮として戦後進められてきた「性解放」は、性の「人間的解放」からは程遠く、性の「産業的解放」に過ぎないと指摘する声もあります。こうしたことから、性情報、性産業、あるいは女性の商品化の事例について、心を痛める人々の多いこともまた事実であります。

このような事態にどのように対応すべきか。私たちは、昭和三十八年十二月に、出版関係四団体をもって出版倫理協議会を発足して以来、青少年の健全な育成に寄与する出版業界の役割りと責務を自覚して、世論の要請にこたえ、種々の倫理活動を推進してまいりました。

これらについては、すでにご承知のことと存じますが、昭和四十年五月には「自主規制についての申合せ」を取り決め、東京都「青少年の健全な育成に関する条例」によって連続三回もしくは年通算五回指定された雑誌に対し、「十八歳未満の方々には販売できません」との帯紙添付を義務づけるとともに、定期部数の改正を行なうなど、販売上の特別の留意を払ってきました。また、昭和四十二年以降毎年(五十五年以降は年二回)、各都道府県制定の青少年条例に基づく雑誌指定状況を勘案して、特に問題とせざるを得ない雑誌を「要注意取扱誌」に指

定して、販売上の注意を促すとともに、定期部数の改正を行なってまいりました。

これらの措置は、指定誌の多くが該当出版社の自主的判断により、廃刊せざるを得ないこととなる程の厳格なものでありますが、私たちといたしましては、出版の社会的な責務に鑑み、青少年の健全な育成のためにはやむを得ない措置として、各方面のご協力、ご理解を得つつ、あえて実施し、もって言論、出版の自由を堅持することを指標としてまいったところでございます。さらにまた、私たちは、常日ごろ雑誌編集者との交流を深め、会員外出版社等への働きかけも行なっており、出版倫理の向上をめざしてまいります。一方、青少年育成団体等との懇談を重ね、私たちの活動への協力と理解を得る努力を行なうとともに、育成関係者の声に耳を傾けてまいりました。

こうした自浄活動によって、たとえば今日問題とされている少年少女雑誌につきましても、昨夏来、徐々に編集、表現面での改善が進められています。また、去る二月二十七日、二十八日に開かれた青少年育成国民会議主催の「青少年と環境に関する懇談会」における育成関係者と関係業者との懇談会には、出版側から二十三名の代表が参加し、雑誌等に対する育成関係者のご意見ご批判を数多くいただきました。この席上、私たちは、少年少女雑誌の記事の一部に行き過ぎがあったことを率直に認めつつ、実のある意見交換を行なって、今後の出版活動に少なからず役立つ結果となりました。

右の活動にもかかわらず、こんにち、私たちは、少年少女雑誌の一部に表現上の行き過ぎがあったことなどについては、深く憂慮し、なお一層、当協議会の活動に反省を加え、併せて、出版社各位のご協力ご尽力をさらに仰がなければならぬ事態に至っていると認識せざるを得ません。出版業界の自浄能力が、今日ほど問われていることはありません。今後、もし文化の頹廃と無責任な表現行為が蔓延するならば、青少年の健全な育成を阻害するのみならず、豊かな文化創造の芽をも摘み取ってしまうことになることを惧れます。

そこで、まず何よりも、出版、編集の現場におかれては、さらに慎重なご配慮をいただき、特に性情報の取り扱いにつきましては、少年少女の主体性を尊重し、その欲求は何なのか、再度点検して正確に把握した上で、これに応える愛と希望に満ちた出版に尽力されるよう訴えます。また、出版文化が青少年の健全な育成に資する積極的な役割に鑑みて、青少年が主体的な判断力を身に付ける契機となるように、積極的な編集姿勢を堅持されますよう、心から要請いたします。

このお願いは、あくまでも青少年の健全な育成を願ってのことです。言論人、出版人それぞれが、広く国民各層と手を携え、青少年の健全な育成に資する矜持を持ち、毅然として自主的倫理活動を推進することが、適切かつ効果的であります。また、このことこそが、今日の危機を乗り越える唯一の方策であると確信します。

青少年の健全な育成に寄与するためにも、自由な言論、自由な出版の発露が不可欠であると認識を、すべての出版人の名において共有したいと存じます。

私たちの意のあるところをご賢察いただき、是非ご深慮下さいますようお願いいたします。

以上

(連絡先)

東京都新宿区袋町六、日本書籍出版協会気付

出版倫理協議会

(電話・東京二六八一三〇一)